

第 7 期介護保険事業計画策定に向けて

■計画の位置づけ

(1) 法令等の根拠

この計画は、介護保険法第 117 条第 1 項の規定に基づく市町村介護保険事業計画及び、老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項に基づく市町村高齢者福祉計画として、一体的に策定します。

(2) 他の計画との関係

この計画は、以下の諸計画と調和・整合が保たれた計画とします。

①南幌町の計画等

- 第 6 期南幌町総合計画（平成 29 年度～平成 38 年度）
- 第 2 期南幌町健康づくり計画（平成 25 年度～平成 34 年度）
- 第 3 期南幌町障がい者計画（平成 27 年度～平成 32 年度）
- 第 5 期南幌町障がい福祉計画（平成 30 年度～平成 32 年度）

②北海道の計画

- 北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業（支援）計画
（平成 30 年度～平成 32 年度）

■計画の期間

①計画期間は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間。

②国に進める地域包括ケアシステムの推進・強化する計画。

また、団塊世代が 75 歳以上の後期高齢者となる平成 37 年度に向け、サービスの充実をはじめ、中長期的な視野に立った施策の展開を図る期間となる。



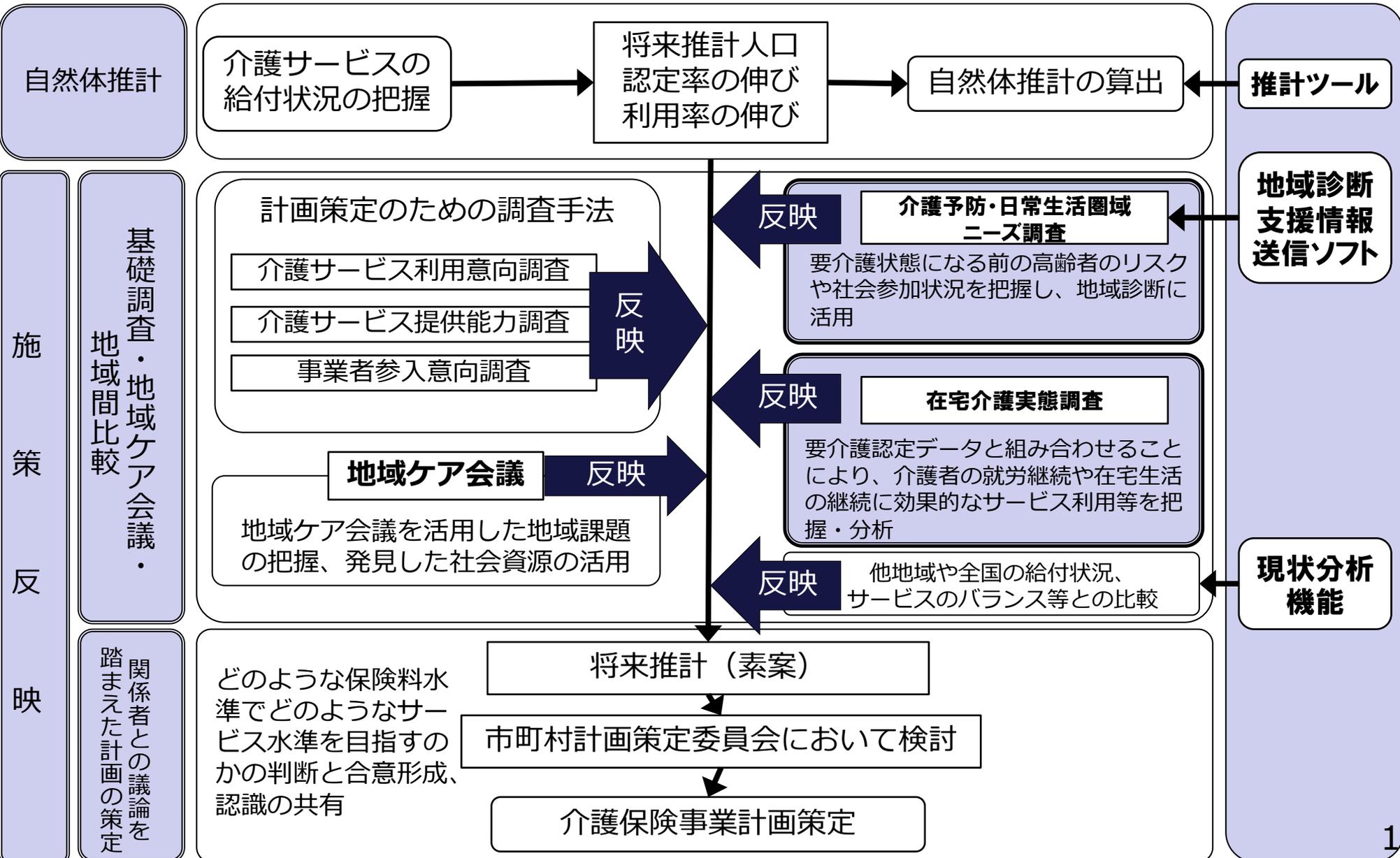
第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画 策定スケジュール（案）

項目・時期	内 容
<p style="text-align: center;">第1回策定委員会</p> <p>平成29年7月5日</p>	<p>■協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南幌町の高齢化等の現状 ・現計画の進捗状況 ・第7期計画の策定に向けて ・委員会の今後のスケジュール
<p style="text-align: center;">第2回策定委員会</p> <p>平成29年8月下旬</p>	<p>■協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活圏域ニーズ調査結果について ・在宅介護調査結果について ・計画策定の概要について ・介護保険料算定基礎数値の推計について ・保険料の考え方について
<p style="text-align: center;">第3回策定委員会</p> <p>平成29年10月</p>	<p>■協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画内容と具体的な事業について ・介護給付等サービス（給付費の）見込みについて ・保険料の見込みについて
<p style="text-align: center;">第4回策定委員会</p> <p>平成29年12月</p>	<p>■協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画書（素案）について
<p style="text-align: center;">平成30年 1月下旬～2月中旬</p>	<p>■パブリックコメントの実施</p>
<p style="text-align: center;">第5回策定委員会</p> <p>平成30年2月</p>	<p>■協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パブリック・コメントの実施結果について ・計画書（最終案）について
<p>平成30年3月上旬</p>	<p>○4月号広報、HP記事作成・依頼 （※次期策定委員会委員：住民公募記事含む）</p>
<p>平成30年3月中旬</p>	<p>■第1回議会定例会へ提案、議決</p>
<p style="text-align: center;">平成30年4月</p>	<p>○広報にて住民公表 （※次期策定委員会委員選考・依頼）</p>

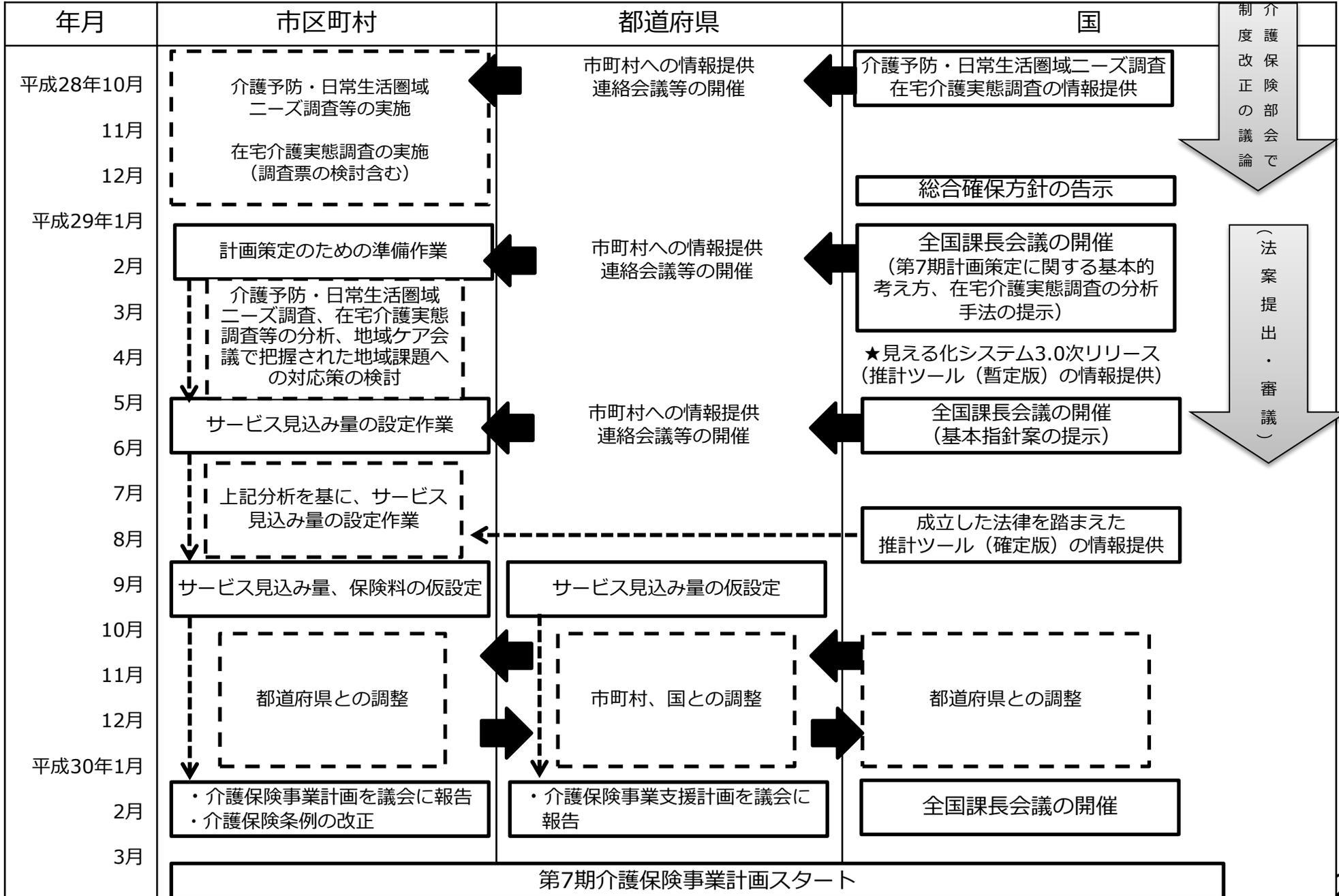
※開催回数時期、内容については、国・道指針の状況により変更がある。

第7期介護保険事業計画の策定プロセスと支援ツール

《「見える化」システム》



第7期介護保険事業計画の策定に向けたスケジュール



介護保険部会
 改正の議論

(法案提出・審議)

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案のポイント

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）

- 全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化
- ・ 国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業（支援）計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
 - ・ 都道府県による市町村に対する支援事業の創設
 - ・ 財政的インセンティブの付与の規定の整備
- （その他）
- ・ 地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）
 - ・ 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化（小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入）
 - ・ 認知症施策の推進（新オレンジプランの基本的な考え方（普及・啓発等の関連施策の総合的な推進）を制度上明確化）

2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）

- ① 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設
※ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。
- ② 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

- ・ 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
 - ・ 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける
- （その他）
- ・ 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化（事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等）
 - ・ 障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し（障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする。）

II 介護保険制度の持続可能性の確保

4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。（介護保険法）

5 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

- ・ 各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする。

※ 平成30年4月1日施行。（Ⅱ5は平成29年8月分の介護納付金から適用、Ⅱ4は平成30年8月1日施行）

1. 保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

見直し内容 ～ 保険者機能の抜本強化 ～

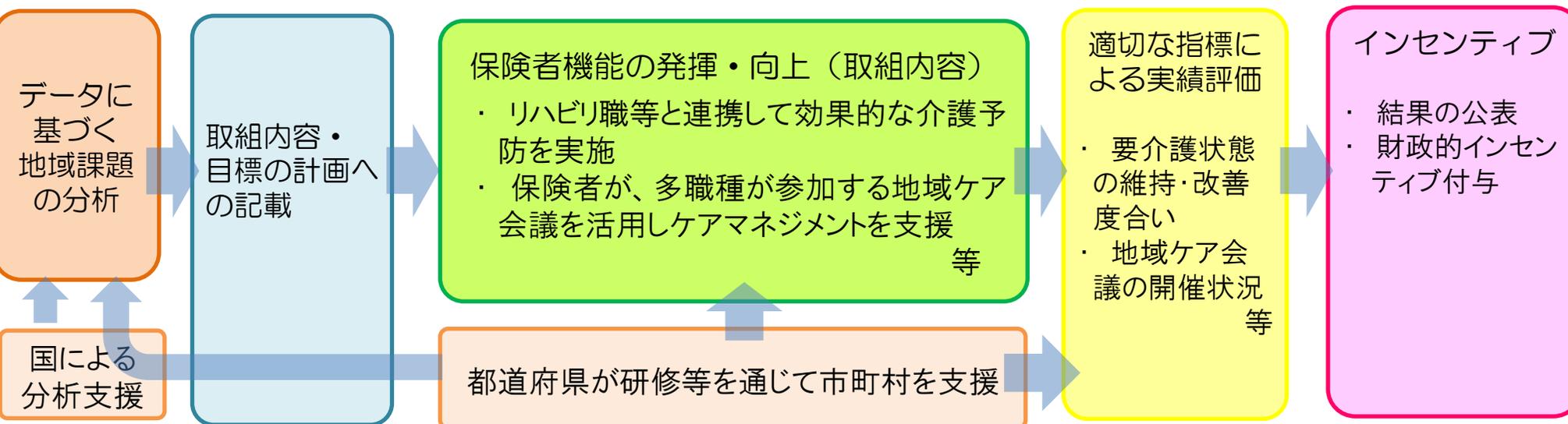
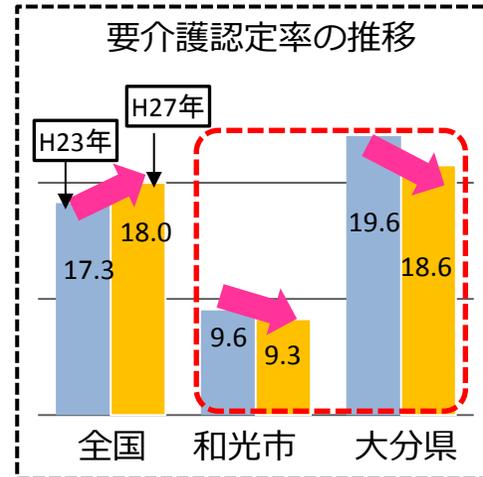
- 高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するためには、保険者が地域の課題を分析して、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送っていただくための取組を進めることが必要。
- 全市町村が保険者機能を発揮して、自立支援・重度化防止に取り組むよう、
 - ① データに基づく課題分析と対応（取組内容・目標の介護保険事業（支援）計画への記載）
 - ② 適切な指標による実績評価
 - ③ インセンティブの付与を法律により制度化。

※主な法律事項

- ・介護保険事業（支援）計画の策定に当たり、国から提供されたデータの分析の実施
- ・介護保険事業（支援）計画に介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標を記載
- ・都道府県による市町村支援の規定の整備
- ・介護保険事業（支援）計画に位置付けられた目標の達成状況についての公表及び報告
- ・財政的インセンティブの付与の規定の整備

先進的な取組を行っている和光市、大分県では

- 認定率の低下
- 保険料の上昇抑制



2. 新たな介護保険施設の創設

見直し内容

○今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設する。

○病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。

<新たな介護保険施設の概要>

名称	介護医療院 ※ただし、 <u>病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。</u>
機能	要介護者に対し、 <u>「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供する。</u> （介護保険法上の介護保険施設だが、医療法上は医療提供施設として法的に位置づける。）
開設主体	地方公共団体、医療法人、社会福祉法人などの非営利法人等

☆ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。

※ 具体的な介護報酬、基準、転換支援策については、介護給付費分科会等で検討。

3. 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

「我が事・丸ごと」の地域作り・包括的な支援体制の整備

1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(*)
(*) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

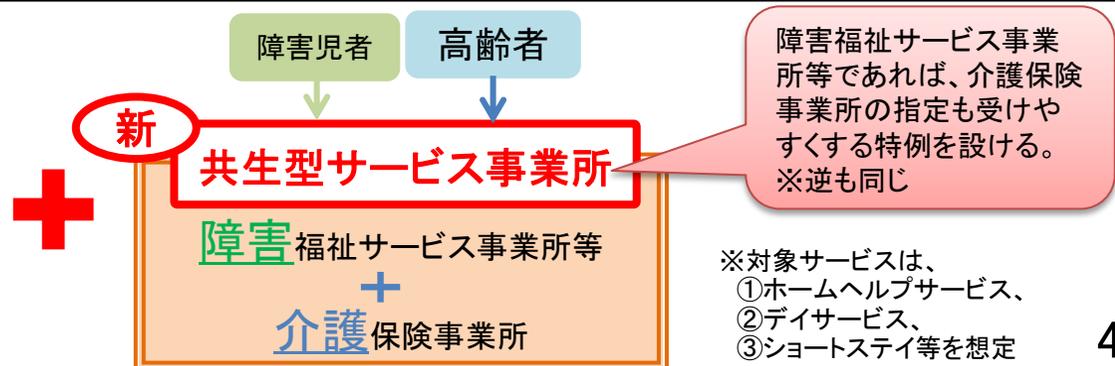
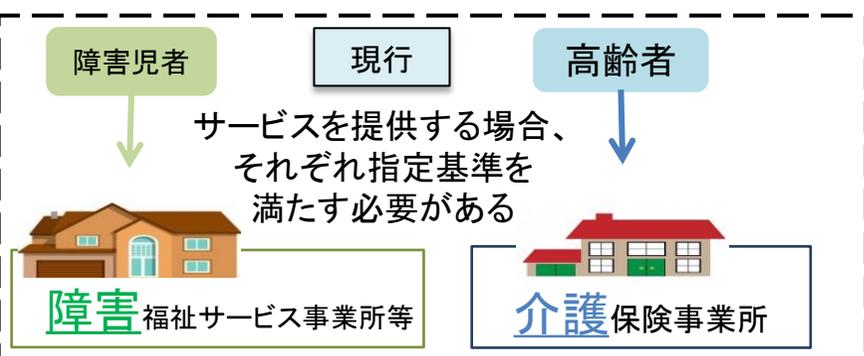
3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨の附則を置く。

新たに共生型サービスを位置づけ

- 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に **新たに共生型サービスを位置付ける**。(指定基準等は、平成30年度介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定時に検討)



4. 現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し

見直し内容

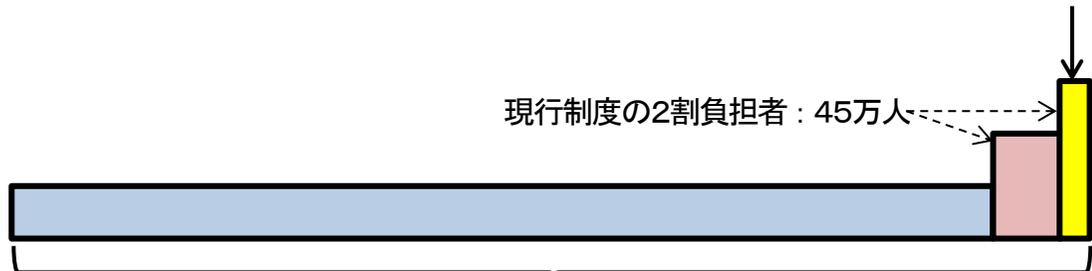
世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。ただし、月額44,400円の負担の上限あり。【平成30年8月施行】

【利用者負担割合】

【対象者数】

3割負担となり、負担増となる者：約12万人(全体の約3%)

現行制度の2割負担者：45万人



受給者全体：496万人

(単位:万人)

	在宅サービス	施設・居住系	特養	合計
受給者数(実績)	360	136	56	496

3割負担(推計)	約13	約4	約1	約16
うち負担増(対受給者数)	約11 (3%)	約1 (1%)	約0.0 (0.0%)	約12 (3%)

2割負担(実績)	35	10	2	45
1割負担(実績)	325	126	54	451

※介護保険事業状況報告(平成28年4月月報)

※特養入所者の一般的な費用額の2割相当分は、既に44,400円の上限に当たっているため、3割負担となっても、負担増となる方はほとんどいない。

	負担割合
年金収入等 340万円以上 (※1)	2割 ⇒ 3割
年金収入等 280万円以上 (※2)	2割
年金収入等 280万円未満	1割

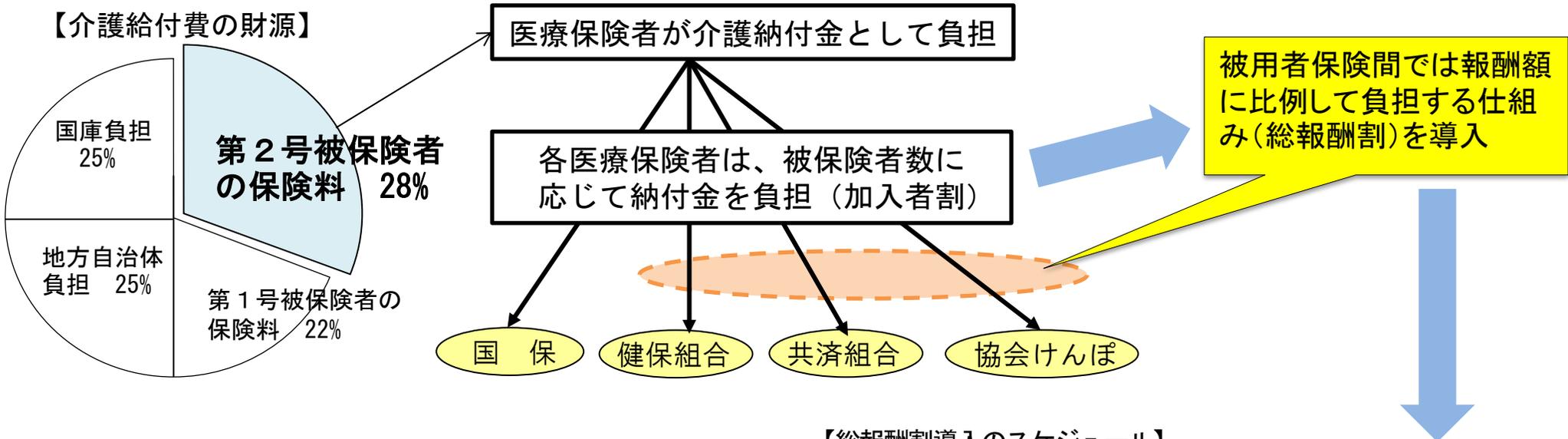
※1 具体的な基準は政令事項。現時点では、「合計所得金額(給与収入や事業収入等から給与所得控除や必要経費を控除した額)220万円以上」かつ「年金収入+その他合計所得金額340万円以上(単身世帯の場合。夫婦世帯の場合463万円以上)」とすることを想定。⇒単身で年金収入のみの場合344万円以上に相当

※2 「合計所得金額160万円以上」かつ「年金収入+その他合計所得金額280万円以上(単身世帯の場合。夫婦世帯の場合346万円以上)」⇒単身で年金収入のみの場合280万円以上に相当

5. 介護納付金における総報酬割の導入

見直し内容

- 第2号被保険者(40~64歳)の保険料は、介護納付金として医療保険者に賦課しており、各医療保険者が加入者である第2号被保険者の負担すべき費用を一括納付している。
- 各医療保険者は、介護納付金を、2号被保険者である『加入者数に応じて負担』しているが、これを被用者保険間では『報酬額に比例した負担』とする。(激変緩和の観点から段階的に導入)【平成29年8月分より実施】



【全面総報酬割導入の際に影響を受ける被保険者数】

「負担増」となる被保険者	約1,300万人
「負担減」となる被保険者	約1,700万人

※ 平成26年度実績ベース

【総報酬割導入のスケジュール】

	29年度		30年度	31年度	32年度
	~7月	8月~			
総報酬割分	なし	1/2	1/2	3/4	全面

■平成29年度・平成30年度における介護保険制度の改正点について

①利用者負担上限額の改正（平成29年8月から）

区 分	平成29年7月まで	平成29年8月から
	自己負担上限額	自己負担上限額
○現役並み所得者に相当する方がいる世帯 ※	世帯：44,400円	世帯：44,400円
○世帯内のどなたかが住民税を課税されている	世帯：37,200円	世帯：44,400円 【1割負担の方の年間上限】 世帯：446,400円
○世帯の全員が住民税を課税されていない方	世帯：24,600円	世帯：24,600円
前年の合計所得金額と公的年金等の収入額の合計が80万円以下の方等	世帯：24,600円 個人：15,000円	世帯：24,600円 個人：15,000円
老齢福祉年金を受給している方		
○生活保護を受給している方	個人：15,000円	個人：15,000円
○利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	世帯：15,000円	世帯：15,000円

※1 現役並み所得に相当する方がいる世帯の方は、課税所得145万円以上の65歳以上の方がいる場合に対象となります。

②自己負担割合の3割負担を新設（平成30年8月から）

- ・収入が単身世帯で340万円以上、2人以上の世帯で463万円以上ある方
- ・平成28年度ベースで試算したところ、全体の0.61%が対象となる。（3名/489名）